平成21年2月9日

規則第1号

茨城県後期高齢者医療広域連合議会の議員の選挙に関する規則(平成 19 年茨城県後期高齢者医療広域連合規則第1号)の全部を改正する。

改正 令和3年3月18日 規則第3号

(趣旨)

- 第1条 茨城県後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)の議会の議員(以下「広域連合議会議員」という。)の選挙については、茨城県後期高齢者医療広域連合規約 (平成19年市町村指令第23号)に規定するもののほか、この規則の定めるところによる。 (選挙長)
- 第2条 広域連合議会議員の選挙を行うときは、選挙長を置く。
- 2 選挙長は、広域連合事務局長の職にある者をもって、これに充てる。ただし、広域連合事務局長に事故あるとき又は広域連合事務局長が欠けたときは、次の各号に掲げる順位により 当該各号に定める者をもって、選挙長に充てる。
 - (1) 第1順位 広域連合事務局次長
 - (2) 第2順位 広域連合選挙管理委員会書記長
- 3 選挙長は、この規則に定める広域連合議会議員の選挙に関する事務を担任する。

(一般選挙)

- 第3条 広域連合議会議員の任期満了による一般選挙は、その任期が終わる日前 30 日以内に 広域連合を構成する市町村(以下「関係市町村」という。)の議会において行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合における広域連合議会議員 の任期満了による一般選挙は、その任期が終わる日以後、速やかに当該関係市町村の議会に おいて行う。
 - (1) 当該関係市町村の議会の議員の選挙が、広域連合議会議員の任期満了の日以後、相当な期間内に行われることにより、広域連合議会議員の選挙を行うことが適当でないとき。
 - (2) 広域連合議会議員の任期満了の日前 30 日以内において、当該関係市町村の議会が成立 しないとき、又は地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 113 条ただし書の場合において なお会議を開くことができないとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、広域連合議会議員の任期満了の日前30日以内において、

当該関係市町村における特別な事情により、広域連合議会議員の選挙を行うことができないとき。

3 広域連合議会議員の任期満了以外の理由による一般選挙は、その理由が生じた日以後速や かに関係市町村の議会において行う。

(一般選挙の執行涌知)

- 第4条 選挙長は、広域連合議会議員の一般選挙を行うときは、あらかじめ関係市町村の議会 の議長に対して、茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員一般選挙執行通知書(様式第1 号)により通知しなければならない。
- 2 関係市町村の議会の議長は、前項の規定による通知が広域連合議会議員の任期満了による 一般選挙を行う場合において、前条第2項各号のいずれかに該当するときは、茨城県後期高 齢者医療広域連合議会議員一般選挙が任期満了日前に執行できない旨の報告書(様式第2 号)により、速やかに選挙長に報告しなければならない。

(一般選挙の結果報告)

第5条 関係市町村の議会の議長は、当該関係市町村の議会において広域連合議会議員の一般 選挙を行ったときは、直ちにその結果を茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員一般選挙 (補欠選挙) 結果報告書(様式第3号)により選挙長に報告しなければならない。

(当選人の告示)

第6条 選挙長は、前条の規定により関係市町村の議会の議長から選挙結果の報告を受けたと きは、速やかに関係市町村名、当選人の住所、氏名及び広域連合議会議員としての任期を告 示しなければならない。

(任期の起算)

第7条 広域連合議会議員の任期は、当該関係市町村の議会において、広域連合議会議員の一般選挙が行われた日から起算する。ただし、広域連合議会議員の任期満了による一般選挙がその任期満了の日前に行われた場合において、当該関係市町村から選出されている前任の広域連合議会議員が任期満了の日まで在任したときはその前任者の任期満了の日の翌日から、一般選挙の期日後にその前任の広域連合議会議員がなくなったときはその広域連合議会議員がなくなったときはその広域連合議会議員がなくなった日の翌日から、それぞれ起算する。

(補欠選挙)

第8条 第4条から第6条までの規定(第4条第2項の規定を除く。)は、広域連合議会議員 の補欠選挙を行う場合について準用する。この場合において、これらの規定中「一般選挙」 とあるのは「補欠選挙」と、第4条第1項中「茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員一般 選挙執行通知書(様式第1号)」とあるのは「茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員補欠 選挙執行通知書(様式第4号)」と読み替えるものとする。

附則

この規則は、茨城県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約(平成 21 年市町村 指令第 45 号)の施行の日から施行する。

附 則(令和3年規則第3号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

第 号

年 月 日

関係市町村議会議長 様

茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員一般選挙選挙長

印

茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員一般選挙執行通知書

茨城県後期高齢者医療広域連合規約第8条の規定に基づき貴市町村議会において下記の理由 により広域連合議会議員の選挙を執行していただきたく、茨城県後期高齢者医療広域連合議会 の議員の選挙に関する規則第4条第1項の規定により通知します。

なお、広域連合議会議員の任期満了による一般選挙の場合であって、同規則第3条第2項に 該当するときは、速やかに茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員一般選挙が任期満了日前に 執行できない旨の報告書(様式第2号)を提出願います。

また、広域連合議会議員の一般選挙を執行したときは、直ちに茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員一般選挙(補欠選挙)結果報告書(様式第3号)により報告願います。

記

理由

第 号月 日

年

茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員一般選挙選挙長あて

議会議長

茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員一般選挙が任期満了日前に執行できない 旨の報告書

年 月 日付け 第 号で通知がありました件については、下記の理由により 一般選挙を広域連合議会議員の任期満了の日前 30 日以内に執行できないため、茨城県後期高 齢者医療広域連合議会の議員の選挙に関する規則第4条第2項の規定に基づき報告いたします。

記

茨城県後期高齢者医療広域連合議会の議員の選挙に関する規則第3条第2項									
	第1号に該当(年	月	日	選挙執行の見込み)				
該当	第2号に該当(年	月	日	選挙執行の見込み)				
該当する欄に○印を記入	第3号に該当(具体的な理由を記				選挙執行の見込み)				

第 号

年 月 日

茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員一般選挙(補欠選挙)選挙長 あて

議会議長

茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員一般選挙(補欠選挙)結果報告書

年 月 日付け 第 号で通知がありました件について、下記のとおり選挙の 結果を報告します。

記

選挙執行日		年	月	日
	住 所			
当	フリガナ			
選	氏 名			
人	生年月日	年	月	日
	市町村議会議員の任期	年	月	日まで

第 号

年 月 日

関係市町村議会議長 様

茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員補欠選挙選挙長

印

茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員補欠選挙執行通知書

茨城県後期高齢者医療広域連合規約第8条第3項の規定に基づき貴市町村議会において下記の理由により広域連合議会議員の補欠選挙を執行していただきたく、茨城県後期高齢者医療広域連合議会の議員の選挙に関する規則第8条において準用する第4条第1項の規定により通知します。

なお、広域連合議会議員の補欠選挙を執行したときは、速やかに茨城県後期高齢者医療広域 連合議会議員一般選挙(補欠選挙)結果報告書(様式第3号)により報告願います。

記

理由